

□国民保護法に基づく実動訓練の概要と課題

福井県安全環境部危機対策・防災課

1. はじめに

福井県では、昨年11月に、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)に基づき、国と地方との共同による実動訓練を、全国で初めて実施しました。ここでは、本県の国民保護計画の取組みや今回の訓練の概要、訓練の成果や課題などについて説明します。

なお本県では、訓練終了後に、地元自治体と協力し、避難訓練に参加した世帯や参加機関などにアンケート調査を実施し、現在、その結果をとりまとめております。

今後その結果などについて詳細に検討を行い、年度内に開催予定の「福井県国民保護協議会」などに報告し、昨年7月に全国に先駆けて作成した「福井県国民保護計画」の修正や、来年度以降の訓練内容などに反映させる予定であります。

2 国民保護計画の作成について

本県には、15基の原子力発電所が立地していることや、日本海に面し長い海岸線を有するといった特性、さらには、過去に拉致問題や不審船問題が発生しており、有事

に対する県民の関心にも高いものがあります。

また、有事への対応には一刻の猶予もないことから、国民保護法の施行や国の基本指針、モデル計画が公表される前でありましたが、国や市町村、県内の防災関係機関の協力を得て、平成16年7月に、国民保護計画の策定のための準備会を設置し、計画の検討を開始しました。

さらにこうして作成した県版の国民保護計画の作成課程で生じた課題等を、国へ提言し、国の基本指針やモデル計画に反映されています。

昨年4月には、第1回国民保護協議会を開催し、協議会では、原案どおり答申をいただきました。直ちに、国との協議を開始し、昨年7月に閣議決定を受け、全国で最初の国民保護計画を正式に公表しました。

3 国民保護計画と訓練の関係について

「福井県国民保護計画」の冒頭部分に、『…この計画で想定する武力攻撃は、近年我が国では先例がなく…、また、今後の国際情勢次第では、想定する武力攻撃の修正も

ありうる。県は今後とも国民保護等訓練等を通じて、随時、計画の検証を行い、より実効性の高い計画となるよう努める。』と記述しているとおり、作成した計画が実際に円滑に作動するかどうかは、訓練等を通して検証する必要があります。

そこで、平成 17 年中に国民保護計画に基づき訓練を実施し、必要に応じて計画の内容を修正することとしました。

4 国民保護訓練の準備について

国では、平成 17 年度に、地方自治体と共同で、国民保護法に基づいた訓練(実働と図上)を実施することを予定しており、本県としても、一昨年の早い段階から、図上訓練の実施を国へ要望していました。国からは、昨年当初、本県の国民保護に対する取組みや県内に多くの生活関連等施設(原子力発電所)が立地しているとの実情を考慮し、本県に対して実働訓練を実施してはどうか、との話しがありました。

本県としては、より実践的な訓練を行うことにより、計画をより実効性あるものとし、なによりも県民の安全・安心の確保につながることや、県内の市町村国民保護計画作成の促進、さらには県民への意識啓発につながるかと考えました。このため、毎年実施している原子力防災総合訓練が、今年度は美浜町内で実施する予定であったことから、地元の美浜町や隣接する敦賀市などの意見を聞きながら、昨年の 11 月 27 日(日)に、国民保護実働訓練を実施することとしました。

この訓練は、「国民保護法に基づき、国、

県、地元市町、関係機関および地域住民が一体となった実働訓練を実施し、関係機関の機能確認および関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。」ことを目的として実施しました。主催は、内閣官房と福井県、地元自治体の美浜町と敦賀市で、訓練の想定は、「原子力発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出されるおそれが生じる」こととし、武力攻撃事態対処法に定める緊急対処事態に対応する訓練としました。

訓練の実施までの準備としては、内閣官房との間で、昨年 4 月から 6 月までは、大まかな訓練想定や訓練実施場所、実施時期、実施内容などの調整、7 月から 9 月までは、実施期日や詳細な訓練想定内容、住民避難を中心とした各訓練内容の調整を行い、9 月以降は、すべての参加予定機関が出席した調整会議を計 3 回、美浜町内で開催しました。

また、消防庁や警察庁、防衛庁、経済産業省原子力安全保安院や海上保安庁など本省の各担当者との合同会議も開催されました。

訓練では実際に住民の避難訓練を実施することから、要避難地域となる美浜町と敦賀市の各地区の住民に対しては、本県や美浜町、敦賀市の担当者が、直接各地区で説明会を開催し、自主的な訓練参加についての協力を要請しました。

5 国民保護訓練の実施概要

訓練参加者などの実績は以下のとおりです。また訓練の主なフローは、表1のとおりとなっています。

主な訓練の実施場所としては、国や福井県、美浜町、敦賀市の緊急対処事態現地対策本部は、福井県美浜原子力防災センター(美浜オフサイトセンター)内に設置し、後方支援として、福井県敦賀原子力防災センター(敦賀オフサイトセンター)を開設しました。

- 参加機関：約140
- 参加職員：約1,800人
 - ・プレーヤー約1,300人、研修者約500人
 - ・政府関係者：約60人(海上保安庁、自衛隊を除く)
 - ・福井県関係者：約290人
 - ・美浜町、敦賀市関係者：約160人
 - ・警察、海上保安庁、自衛隊：計630人
- 参加住民：約120人
- 主な資機材等
 - ・ヘリコプター：10機(警察、海上保安庁、自衛隊など)
 - ・船舶：12隻(海上保安庁など)
 - ・バス等：18台(避難用バスなど)

表1 訓練のフロー

7:00	・国籍不明のテロリストによる関西電力(美浜発電所)に対する攻撃 ・テロリストは山間部、海上を逃亡。
7:20	・国民保護対策連絡室の設置(福井県、美浜町、敦賀市) ・経済産業大臣および日本原子力発電(敦賀発電所)に対する原子炉の運転停止の要請
7:45	・緊急対処事態対処方針の決定(国) ・緊急対処事態対策本部の設置(国、福井県、美浜町、敦賀市) ・緊急対処事態現地対策本部の設置(福井県、美浜町、敦賀市) ・自衛隊国民保護等派遣の要請(福井県) ・警報の発令、応急対策の公示、避難措置の指示(国) ・避難の指示の通知(福井県)
8:00	・国民保護に係る警報のサイレン音の吹鳴、警報および避難の指示の伝達(美浜町)
8:05	・日本原子力発電(敦賀発電所)に対する原子炉の運転停止命令(国)
8:15	・自衛隊国民保護等派遣の決定
9:15	・テレビ会議(美浜原子力防災センター⇄首相官邸)
9:30	・山中でテロリストの逃亡痕跡発見、追跡へ
10:00	・現地対策本部設置(国)
10:05	・炉心冷却機能喪失
10:10	・第1回合同対策協議会全体会議(域外への避難検討必要性の確認)
10:40	・テロリスト一部逮捕「その他メンバーは、なおも海上を逃亡と自供」
11:05	・加心損傷の可能性
11:40	・放射能放出予測に応ずる避難案を上申
11:45	・避難措置の指示(移動を伴う避難)、救援の指示(国)
11:50	・第2回合同対策協議会全体会議(域外への避難措置の内容確認)
12:30	・住民等の域外への避難開始
12:50	・海上でテロリスト発見
13:20	・当初目撃したテロリストは全員逮捕、引き続き現場周辺の警戒
13:45	・第3回合同対策協議会全体会議(避難等措置の実施状況の確認)
14:20	・応急措置により発電所の冷却機能復旧
14:50	・すべての住民が避難所に到着
15:00	・第4回合同対策協議会全体会議(現況確認、今後の対応の確認)
15:20	・訓練終了
15:50	・記者会見

また、福井県と美浜町は、各緊急処理事態対策本部を、それぞれ福井県庁と美浜町役場内に設置し、避難所・救護所は、美浜町保健福祉センター内に設置しました。

要避難地域は、美浜町は丹生、竹波、菅浜の各地区、敦賀市は、西浦地区としました。

6 実動訓練の主な内容

(1) 緊急処理事態現地対策本部設置運営訓練

美浜オフサイトセンターにおいて、国、福井県、美浜町、敦賀市、事業者など関係機関の連携により合同対策協議会等を運営しました。



写真1 テレビ会議

- ①美浜オフサイトセンターへの要員派遣
- ②首相官邸とのテレビ会議
- ③合同対策協議会の運営(対応方針決定会議、全体会議、機能班会議、現地連絡会議)

(2) 緊急処理事態対策本部等設置運営訓練

福井県および美浜町、敦賀市(敦賀市は想定)において、緊急処理事態対策本部等を設置し、各種会議や避難の指示などの国民保護措置を実施しました。

①福井県

- ・要員の参集、国民保護対策連絡室および緊急処理事態対策本部の設置、運営
- ・警報の通知、避難の指示、警戒区域の設定、防衛庁長官に対する国民保護等派遣の要請

②美浜町など

- ・対策本部会議の運営
- ・警報および避難の指示の伝達



写真2 県の現地対策本部会議

(3) 住民等避難訓練

避難の指示や避難実施要領に基づき、美浜町や敦賀市、消防、自衛隊、県警察、海上保安庁などにより、要避難地域の住民などの避難誘導を行いました。(要避難地域は図1のとおり)

- ①一次避難(屋内への避難)
- ②二次避難(域外への避難)
- ③原子力発電所従業員の避難

(4) 避難住民等救援訓練

- ①避難所の運営
- ②緊急被ばく医療
 - ・緊急時医療本部の設置運営
 - ・医療資機材の搬送および点検
 - ・ヨウ素剤等の搬送・調剤
 - ・スクリーニング

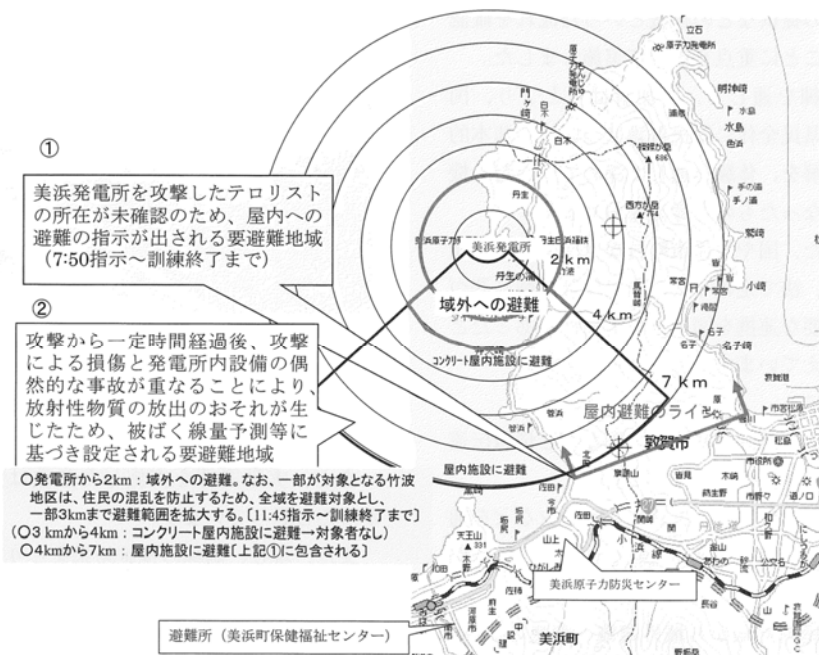


図1 要避難地域



写真3 バスによる住民避難(美浜町)

・緊急搬送

③安否情報の収集・報告

(5) 災害対処訓練

- ①警戒区域の設定や交通規制の実施、ヘリテレによる映像の伝送
- ②緊急時モニタリングの実施

(6) 緊急時情報伝達訓練

- ①地域住民への警報等の伝達
- ②各種無線による通信訓練、衛星車載局等による画像伝送

7 実動訓練の成果と課題

今回の訓練は、全国で最初の国民保護法に基づく実動訓練ということもあり、まずは法律に定められた基本的な事項である、関係機関との情報伝達、住民などの避難、医

療の提供などの救援といった流れを確認することに重点を置いて実施しました。

訓練を通して、参加者はもとより、国民、県民全体に国民保護についての基本的な理解を、体験を通して深めていただく機会となったものと考えております。

また、国や関係市町村など関係機関が相互に、法で定められた国民保護計画に基づく必要な連携を図る上で実効性があったとも考えています。

特に、

- ①県の計画に基づき、国などと情報伝達の連携が図られたこと。
- ②参加住民に、警報やサイレンなどを通じて国民保護の流れを体験していただいたこと。
- ③屋内避難から域外避難へ変更の訓練、また小型巡視船や大型巡視船、ヘリコプターやバスなどを使った大規模な訓練を実施できたこと。



写真4 巡視船による避難

- ④避難の誘導において、消防、警察、自衛隊が、計画的にそれぞれの役割を果たしたこと。
- ⑤初動体制として、国民保護対策連絡室の設置や国や電力事業者に対する原子炉の運転停止の要請の手続が円滑に実施できたこと



写真5 自衛隊の車両による避難誘導

など、実動訓練を実施した意義は大きかったと思っています。

また、現在、訓練の検証結果をとりまとめ中ですが、訓練の課題として考えていることは、

- ①住民の安全の確保に関する情報を、正確かつ的確に伝達することができたか。
- ②訓練当日の悪天候を考慮した避難ルート代替案に柔軟に対応できたか。
- ③高齢者や子供などの災害時要援護者や観光客など一時滞在者の避難対策の問題などです。

今後、アンケート結果なども踏まえ、訓練の成果を十分に点検し、明らかになった問題をもとに、国民保護計画の見直しなどを検討していきます。

また、今回の訓練の成果を踏まえ、国民保護協議会で議論しながら、今後の訓練想定や訓練内容を検討していきたいと考えています。



写真6 ヘリによる災害時要援護者の避難

8 最後に

国民保護訓練の作成や実動訓練の実施など、本県では積極的に国民保護に取り組ん

できましたが、こうした取組みを他県の参

考にさせていただいたものと思っています。また、国、福井県、県内市町村および関係機関が、相互の連携をより一層強化し、本県における有事やテロ対策がより一層、充実・強化されることとなり、安全・安心な県民生活の実現につながるものであり、国民保護に対する取組みを、今後とも継続

して推進していきたいと考えています。